

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

（鳥取県青少年健全育成条例の一部改正）

第1条 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

第10条 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者をいう。

2～5 略

(場所の提供等の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(1) 略

(2) 賭博又は暴行

(3)～(5) 略

(6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含むシンナー、接着剤、塗料若しくは閉塞用若しくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、又は吸入する行為

(7)～(9) 略

第10条 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者(婚姻した者を除く。)をいう。

2～5 略

(場所の提供等の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(1) 略

(2) と博又は暴行

(3)～(5) 略

(6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含むシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料をみだりに摂取し、又は吸入する行為

(7)～(9) 略

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者（<u>婚姻したものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県青少年健全育成条例第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県青少年健全育成条例第3章以下の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県暴力団排除条例第13条の規定の適用については、なお従前の例による。